

広島県告示第九百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和三年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区上深川町地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
	土石流	次の図のとおり	区域の名称 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 区域の表示 第九條の表示及び規 定する土砂災害に 関する防止対策 の推進に關する 法律（平成十四 年政令第八十四 号）で定める事 項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示 第九條の表示及び規 定する土砂災害に 関する防止対策 の推進に關する 法律（平成十四 年政令第八十四 号）で定める事 項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。